

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第9条第1項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第7条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考： 法令の定め of 解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和4年4月1日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の1を参照すること。